

小鹿苑 ケアプラン部 重要事項説明書

(令和6年4月1日)

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口（緊急連絡先）

- ・担当：狩野陽、澤口万起子、松下恭子、名倉美佐子、森竹まり子
- ・電話：代表054-284-0021 直通054-288-7800
- ・営業時間：月曜日～土曜日（日曜日及び12月29日～1月3日を除く。）
8時30分～17時30分 ※時間外も連絡対応可能な体制となっています。

2 概要

- ・法人名：社会福祉法人^{思賜}_{財団} 済生会支部静岡県済生会
- ・代表者：支部長 石山 純三
- ・施設名：小鹿苑
- ・施設長：望月 美宏
- ・電話：054-284-0021 FAX：054-284-1286
- ・実施事業：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、共生福祉サービス事業（共生型短期入所）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問介護相当サービス、通所介護（デイサービス）、通所介護相当サービス、居宅介護支援（ケアマネジメント）

(1) 名称

- ・名称：社会福祉法人^{思賜}_{財団} 済生会支部静岡県済生会 小鹿苑ケアプラン部
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

(2) サービス提供地域

- ・サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

(3) 職員体制

- ・管理者（主任介護支援専門員）：1名、介護支援専門員：1名以上

3 サービス内容

(1) 要介護認定等の申請代行

- ・ご利用者様の意思を確認した上で、申請代行等必要な援助を行います。

(2) 居宅サービス計画の作成及び管理

- ・介護支援専門員がご利用者様やご家族の希望・生活環境等から判断して個人に適した居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）を作成します。ケアプランの変更が必要になった場合、変更の手続きを行います。また、計画に沿ったサービス等、毎月実施されているか確認を行います。また、他のサービス事業所との連携によるモニタリングを行う場合があります。

(3) サービス事業者等との連絡調整

- ・ケアプランの目標に沿ったサービス等が提供されるよう居宅サービス事業所及び保健福祉等の関係機関と連絡調整を行います。

(4) 介護保険施設等への紹介

- ・介護保険施設等への入所を要する場合は、利用情報等を紹介し、連絡調整を行います。

4 サービス提供時の対応

(1) サービス提供困難時の対応

- ・ご利用者様やご家族の希望されるサービス提供事業者をご紹介しますが、ご利用が困難な場合には、他のサービス提供事業者を紹介します。

(2) 介護支援専門員変更時の対応

- ・担当の介護支援専門員の変更を希望される場合、速やかに他の介護支援専門員と交代します。

(3) 事故発生時の対応

- ・当苑がご利用者様に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じます。また、当苑がご利用者様に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

5 主治医及び医療機関等との連絡

- ・当苑はご利用者様の疾患に関する対応を円滑に行うために、ご利用者様の主治医及び関係医療機関との間において、ご利用者様の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

(1) ご利用者様の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いします。

(2) 入院時には、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝えください。

6 ご利用者様自身によるサービスの選択と同意

(1) ご利用者様自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービス内容、利用料等の情報を適正に提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者様は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介及び選定理由の説明を求めることができます。
- ・ご利用者様の選択を求めることなく同一の事業主体のみによるケアプラン原案を提示することはいたしません。なお、「小鹿苑ケアプラン部契約書」第3条に定める、当苑のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- ・ケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス等について、サービス担当者会議の招集（やむを得ない場合には照会等）により、当該ケアプラン原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、ご利用者様及び当該サービス担当者との合意を図ります。

(2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者を対象に、終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握し、ご利用者様またはご家族の同意を得て、通常よりも頻回に居宅訪問をさせていただき、心身の状態やサービス変更の必要性等の把握及び支援を実施します。その際に把握した心身の状態を記録し、主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、状態に即したサービス内容の調整等を行います。

7 事故発生時の対応

- ・当苑は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及びご利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ・当苑は、サービスの提供にともなって、当苑の責めに帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8 衛生管理等及び感染症対策の強化

- ・当苑は、設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- ・施設は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

9 非常災害対策

- ・別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

10 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 感染症や災害への対応力強化

- ・当苑は、感染症または災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

12 身体拘束等の適正化のための対策

- ・当苑は、ご利用者様または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととし、身体拘束等を位置付ける場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.3 ハラスメント対策の強化

- ・当苑は、ハラスメントにより、職員等の就業環境が害されることを防止し、適切なサービスの提供を確保するため、職場内の相談体制の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

1.4 秘密の保持

- ・当苑は、サービス提供する上で知り得たご利用者様及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・当苑は、ご利用者様及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。

1.5 料金

(1) 基本料金（介護保険適用時のご利用料）※静岡県地域加算：1単位につき10.42円を乗じます。

- ・介護保険から全額給付されるため、ご利用者様は以下ご利用料金の負担はありません。

【居宅介護支援費Ⅰ】

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの担当 件数が45件未満	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの担当 件数が45件以上60件未満	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの担当 件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

*指定居宅サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム（国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」）の活用及び事務職員の配置を行う場合は、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定します。

【居宅介護支援費の減算】

特定事業所集中減算 (200単位減算)	前6月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合が80%以上
運営基準減算 (基本単位数の50%を算定)	①適正な居宅介護支援が提供できていない ②運営基準減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない
高齢者虐待防止措置未実施減算 (規定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)	虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

業務継続計画未実施減算 (規定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)	感染症若しくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が策定されていない場合
--	---------------------------------------

【当苑が算定する加算】

特定事業所加算Ⅱ (421 単位)	①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置 ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置 ③利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期開催 ④24時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保 ⑤介護支援専門員に対し計画的に研修を実施 ⑥地域包括支援センターからの困難事例への対応 ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加 ⑧特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑨介護支援専門員1人あたりの利用者平均件数45名未満 ⑩介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保 ⑪他法人運営の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施 ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるようなケアプランを作成
特定事業所医療介護連携加算 (125 単位)	前々年度の3月から前年度の2月までの間において ①退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数等の要件を満たす ②ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 *経過措置として、2025年3月31日までの間は、算定回数が5回以上の場合が要件となります ③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定
通院時情報連携加算 (50 単位)	利用者の診察時に同席し、医師(歯科医師含む)と情報交換を行うとともに、ケアプランに記録する
初回加算(300 単位)	新規として取り扱われる計画を作成した場合
入院時情報連携加算(Ⅰ) (250 単位)	利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供 *入院日以前の情報を含む。 *営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院の翌日を含む。
入院時情報連携加算(Ⅱ) (200 単位)	利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供 *営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営

	業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算(Ⅰ)イ (450 単位)	病院または診療所・介護保険施設等職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受ける
退院・退所加算(Ⅰ)ロ (600 単位)	(Ⅰ)イにおける情報提供をカンファレンスにより一回受ける
退院・退所加算(Ⅱ)イ (600 単位)	病院または診療所・介護保険施設等職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受ける
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (750 単位)	(Ⅱ)イにおける情報提供を二回受け、うち一回以上はカンファレンスにより受ける
退院・退所加算(Ⅲ) (900 単位)	病院または診療所・介護保険施設等職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受け、うち一回はカンファレンスによること
ターミナルケアマネジメント加算 (400 単位)	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及びケアプランに位置付けたサービス事業者を提供
緊急時等居宅カンファレンス加算 (200 単位)	病院または診療所の求めにより当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

※ただし、ご利用者様の被保険者証に支払方法変更の記載(ご利用者様が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じた居宅介護支援費等全額をいただきます。この場合、サービス提供証明書を発行しますので、当該市町村へこの証明書を提出して払い戻しを受けて下さい。

1.3 サービス終了について

- ①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービスを終了する日の7日前までに文書でお申し出下さい。
- ②当苑の都合でサービスを終了する場合
 - ・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、サービスの終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③自動終了する場合(ただし、電話での連絡は必要)
 - ・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
 - ・介護保険でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が要支援・非該当(自立)と認定された場合
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ご利用者様がサービスを終了することができる場合(ただし、文書での通知が必要)
 - ・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合

- ・守秘義務に反した場合
- ・ご利用者様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当苑が破産した場合

⑤当苑がサービスを終了させていただく場合（ただし、文書での通知が必要）

- ・ご利用者様が、ご利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払うよう再三勧告したにも係らず14日以内に支払わない場合
- ・ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ご利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスがご利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・ご利用者様やご家族等が当苑や当苑のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

1.4 苦情窓口

- ・担当：鈴木 雅子（小鹿苑 介護サービス課）
- ・電話：054-284-0021（月曜日～金曜日、8時30分～17時30分）
※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。
（静岡市介護保険課：054-221-1377）
（静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590）
- ・第三者委員 氏名：藤森克美（電話：054-247-0411 藤森法律事務所内）
氏名：山梨キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）
氏名：真子義秋（電話：054-275-2252 静岡市里親家庭支援センター内）
氏名：山田勝久（電話：054-283-7581）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
名称 社会福祉法人^{静岡}済生会支部静岡県済生会 小鹿苑 ケアプラン部
代表者 施設長 望月 美宏 印
説明者 氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____